

和泉市立総合医療センター 乳がん患者会 サクラ IZU 会則

(名称)

第1条

本会は、和泉市立総合医療センター 乳がん患者会 と称する。愛称「サクラ IZU」とする。

(事務局)

第2条

事務局は、和泉市立総合医療センター乳腺外科に置く。

住所：〒594-0073 大阪府和泉市和気町 4-5-1

(目的)

第3条

本会の主な目的は、以下の通りとする。

- 1) 患者が医療情報・参考資料を得て、よりよい生活が送れるよう支援を目指す。
- 2) 患者同士が、経験の交流を通し、悩み・困り事の解消をすすめるなど、様々な活動を行いながら患者とその家族をサポートする。

(活動内容)

第4条

本会は、上記目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1) 患者同士やその家族との情報交換
- 2) 医療講演会、患者交流会の実施

3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の構成)

第5条

本会は、和泉市立総合医療センターで乳がん治療通院している患者とその家族で構成する。および、会の目的に賛同する医療従事者。

(役員)

第6条

1) 本会は、世話人会を置き、代表、代表世話人は、世話人会の中から選出する。

代表(1名)、代表世話人(若干名)、世話人(若干名)、会計(1名)、会計監査(1名)

2) 代表は、会を代表して会務し、統括する。

3) 代表世話人は、代表を補佐する。

4) 会計は、事務局に置き、出納事務を行う。会計報告は年度末に 年1回行う。

5) 会計監査は、会計を監査し、年1回監査報告を行う。

(任期)

第7条

代表世話人の任期は、当該年度の4月1日から1年間とし、会議にて出席者の協議により

選出する。ただし、再任を阻まない。

(LINE グループトーク)

第8条

本会はライントークグループトークを管理し、各患者は意見交換・情報提供の手段として任意で参加することができる。ただし各個人情報への厳重な管理、監督を行うものとする。

(入会・退会)

第9条

本会への入会は、会の目的に賛同して入会を希望する方を対象とする。退会は、自由とする。退会に伴う会費の清算は行わない。

(会計)

第10条

- 1) 本会は、寄付金等を会費とする。
- 2) 会費は、患者会運営のための経費としてのみ使用する。
- 3) 会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。会計管理は事務局において適切に行い、年度末に会計報告を行う。

(総会)

第11条

総会は、本会の会員、代表、代表世話人、医療従事者、事務局で構成され、必要に応じて代表または代表世話人からの要求があった場合に開催する。

(個人情報保護)

第12条

会員の個人情報は事務局が管理し、本会の目的・事業のためのみに使用する。会員の個人

情報は、個人情報保護法および関連法令に基づき管理する。

(会則)

第 13 条

本会則の施行・変更は、代表世話人全員の承認のもとに実施する。

(禁止事項)

第 14 条

- 1) 会員の個人情報や相談内容、プライバシーの公表(守秘義務)
- 2) プライバシーを侵害する言動
- 3) 医学的根拠のない健康食品や代替療法の販売や斡旋・勧誘等の行動
- 4) 宗教・政治活動

(附則)

第 15 条

本会則に定めのない事項については、その都度代表世話人会において協議決定し、次の総会において承認を得るものとする。

補則

本会則は、令和 元年 8 月 31 日から施行する。

改訂：令和 8 年 3 月 7 日_